

用地補償について

相鉄・東急直通線事業の実施にあたっては、一部の地域で土地の取得や区分地上権の設定が必要となります。事業実施の段階で測量・調査を行い、事業に必要な土地の範囲等を確認することとなります。

測量・調査後、原則として関係する方を対象に用地補償説明会を行い、補償内容や手続きについて説明させていただきます。その後、土地所有者等各権利者の方に鉄道・運輸機構の担当者がお伺いして、個別にお話し合いをさせていただきます。

土地の取得の場合

地上に構造物を設置する場合、又は地下にトンネルを設置する区間で地上からトンネル上端までの深さが浅く保護層が確保できない場合は、その土地を取得させていただきます。

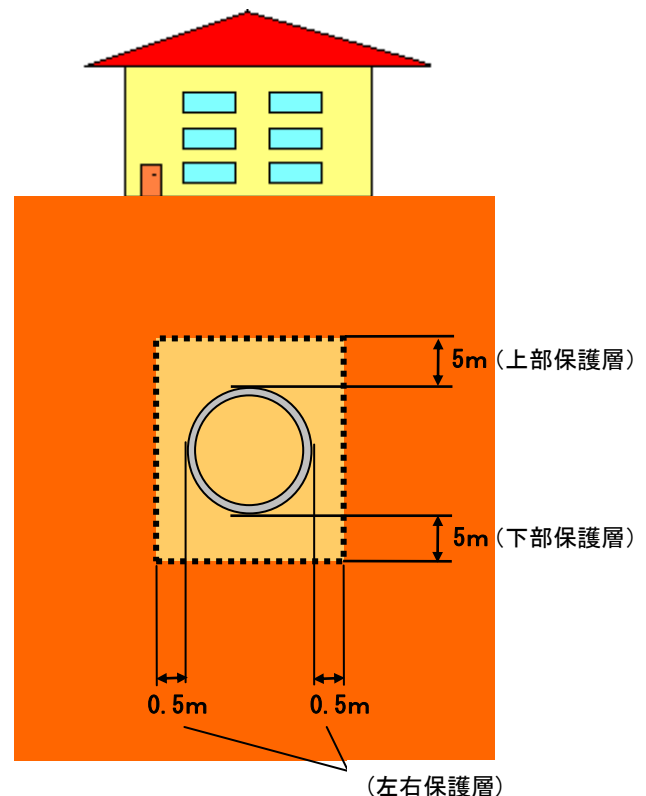
区分地上権*の設定の場合

地下にトンネルを設置する区間で保護層が確保できる場合は、土地を取得することなく区分地上権を設定し、地下の一定の範囲を永続的に使用させていただくことを基本としております。その場合には、地上に生じる建築制限等の度合いに応じた補償を行います。

なお、トンネル上の建築制限等は、地質の状況、トンネルの深さ、構造等によってその程度が変わってきます。

※区分地上権とは、トンネル等の構造物を所有するために地下等に上下の範囲を定めてその部分を使用する権利をいいます。

区分地上権の設定範囲は、トンネル保護に必要な、トンネル本体から左右に各0.5m、上下に各5mを保護層として加えた範囲とします。(右図参照)



なお、用地補償の手順等については、

[鉄道・運輸機構ホームページ：鉄道の建設（用地補償のあらまし）](#)をご参照ください。